

白老町港湾施設管理条例新旧対照表

改正前					改正後						
別表（第16条関係）抜粋					別表（第16条関係）抜粋						
1	けい留施設使用料	区分			1	けい留施設使用料	区分				
		商船	けい留船舶総トン数1トにつき24時間までごとに 9円 ただし、外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）を除く船舶については総トン数が1トまでごとに <u>72銭</u> を加算した額とする。				商船	けい留船舶総トン数1トにつき24時間までごとに 9円 ただし、外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）を除く船舶については総トン数が1トまでごとに <u>90銭</u> を加算した額とする。			
2	港湾施設用地等使用料	工作物の設置に係る占有の場合	建造工作物	単位	1月以上の占有	1月未満の占有	工作物の設置に係る占有の場合	建造工作物	単位	1月以上の占有	1月未満の占有
			(外径が0.4メートル以上の管を含む。)	1平方メートル 1年につき	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額 <u>100分の108</u> を乗じて得た額)(その額が20円に満たない場合にあつては、20円			近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額 <u>100分の110</u> を乗じて得た額)(その額が20円に満たない場合にあつては、20円			
			第1種電柱		770円	<u>831円60銭</u>		第1種電柱		770円	<u>847円</u>
			第2種電柱		1,200円	<u>1,296円</u>		第2種電柱		1,200円	<u>1,320円</u>
			第3種電柱		1,600円	<u>1,728円</u>		第3種電柱		1,600円	<u>1,760円</u>
			第1種電話柱		690円	<u>745円20銭</u>		第1種電話柱		690円	<u>759円</u>
			第2種電話柱		1,100円	<u>1,188円</u>		第2種電話柱		1,100円	<u>1,210円</u>
			第3種電話柱		1,500円	<u>1,620円</u>		第3種電話柱		1,500円	<u>1,650円</u>
			その他の柱類		53円	<u>57円24銭</u>		その他の柱類		53円	<u>58円30銭</u>
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円	<u>7円56銭</u>	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円	<u>7円70銭</u>				

白老町港湾施設管理条例新旧対照表

改正前					改正後						
別表（第16条関係）抜粋					別表（第16条関係）抜粋						
		鉄塔	1基につき1年	1,100円	<u>1,188円</u>			鉄塔	1基につき1年	1,100円	<u>1,210円</u>
	管(外径が0.4メートル未満のものに限る。)の埋設	0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	36円	<u>38円88銭</u>		管(外径が0.4メートル未満のものに限る。)の埋設	0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	36円	<u>39円60銭</u>
				53円	<u>57円24銭</u>					53円	<u>58円30銭</u>
				71円	<u>76円68銭</u>					71円	<u>78円10銭</u>
				140円	<u>151円20銭</u>					140円	<u>154円</u>
	その他の占有の場合		1平方メートル1年につき	近傍価格に100分の4を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額)(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)		その他の占有の場合		1平方メートル1年につき	近傍価格に100分の4を乗じて得た額(1月未満の占有にあつては、その額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額)(その額が10円に満たない場合にあつては、10円)		

白老町港湾施設管理条例新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第16条関係）抜粋			別表（第16条関係）抜粋		
4 上 屋 施 設 使 用 料	区 分	料 金	4 上 屋 施 設 使 用 料	区 分	料 金
	一般使用料	(1) 初日から3日まで1平方メートル1日までごとに <u>17.6円</u> (2) 4日以降15日まで1平方メートル1日までごとに <u>52.8円</u> (3) 16日以降30日まで1平方メートル1日までごとに <u>105.6円</u> (4) 31日以降1平方メートル1日までごとに <u>211.2円</u>		一般使用料	(1) 初日から3日まで1平方メートル1日までごとに <u>17.9円</u> (2) 4日以降15日まで1平方メートル1日までごとに <u>53.7円</u> (3) 16日以降30日まで1平方メートル1日までごとに <u>107.5円</u> (4) 31日以降1平方メートル1日までごとに <u>215.1円</u>
	専用使用料	1平方メートル1月につき <u>535.6円</u>		専用使用料	1平方メートル1月につき <u>545.6円</u>